

新旧対照表

(関税法基本通達)

新			旧		
(他法令による許可、承認等の確認) 70 - 1 - 1 輸出貨物についての法第 70 条《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1) (略)			(他法令による許可、承認等の確認) 70 - 1 - 1 輸出貨物についての法第 70 条《証明又は確認》の規定の適用については、次による。 (1) (同左)		
法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 外国為替及び外国貿易法関係 (イ) 輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)	(略) 第 1 条第 1 項《輸出の許可》 第 2 条第 1 項《輸出の承認》	(1) ~ (4) (略) 第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規定により、経済産業大臣が、第 2 条第 1 項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した輸出許可証又は輸出承認証 <u>(削除)</u> 第 11 条《権限の委任》の規定により経済産業大臣から権限委任を受けた税関長が発行した輸出承認証	イ. 外国為替及び外国貿易法関係 (イ) 輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)	(略) 第 1 条第 1 項《輸出の許可》 第 2 条第 1 項《輸出の承認》	(1) ~ (4) (略) 第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規定により、経済産業大臣が、第 2 条第 1 項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した輸出許可証又は輸出承認証 <u>(注) 輸出申告に係る貨物が輸出貿易管理令別表第 1 及び第 2 の中欄に掲げる貨物に該当するか否かについて疑義を生じたときは、「輸出貿易管理令の運用について(昭和 62 年 11 月 6 日 62 貿局第 322 号輸出注意事項 62 第 11 号)」の規定による「非該当証明書」の提出を行わせるものとする。</u> 第 11 条《権限の委任》の規定により経済産業大臣から権限委任を受けた税関長が発行した輸出承認証
ロ. (略)	(略)	(略)	ロ. (同左)	(同左)	(同左)
(2) (略)			(2) (同左)		
法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)	(略)	(1) ~ (4) (略)	麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)	(同左)	(1) ~ (4) (同左)

新旧対照表

(関税法基本通達)

新			旧		
<p>ロ．道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)</p>	<p>第 15 条の 2《輸出抹消登録》 第 16 条《一時抹消登録》 第 62 条の 2《解体等又は輸出に係る届出》</p>	<p>第 15 条の 2 第 2 項の規定により国土交通大臣が交付する輸出抹消仮登録証明書 第 16 条第 6 項の規定により国土交通大臣が交付する輸出予定届出証明書 第 62 条の 2 第 4 項の規定により国土交通大臣が交付する輸出予定届出証明書</p>	(新設)	(新設)	(新設)

(他法令による許可、承認等の確認)

70 - 3 - 1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。
(1) ~ (3) (略)

別表第 1

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ.(略)	(略)	(略)
ロ．輸入制限、禁止関係 (イ) ~ (タ) (略)	(略)	(略)
(レ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和 48 年法律第 117 号)	第 3 条《製造等の届出》 第 4 条《審査》 第 4 条の 2《製造予定数量が一定の数量以下である場合における審査の特例等》 第 5 条《製造等の制限》	(1) 輸入物品が次に掲げる化学物質の場合には、当該化学物質に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号がそれぞれ輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。 イ. ~ ハ. (略) 二. 第 2 条第 10 項の規定によりその名称が公示された同条第 6 項に規定する第三種監視化学物質

(他法令による許可、承認等の確認)

70 - 3 - 1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。
(1) ~ (3) (同左)

別表第 1

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ.(同左)	(同左)	(同左)
ロ．輸入制限、禁止関係 (イ) ~ (タ) (同左)	(同左)	(同左)
(レ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和 48 年法律第 117 号)	第 3 条《製造等の届出》 第 4 条《審査》 第 4 条の 2《製造予定数量が一定の数量以下である場合における審査の特例等》 第 5 条《製造等の制限》	(1) 輸入物品が次に掲げる化学物質の場合には、当該化学物質に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号がそれぞれ輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。 イ. ~ ハ. (同左) 二. 第 2 条第 10 項の規定によりその名称が公示された同条第 6 項の第三種化学物質

新旧対照表

(関税法基本通達)

新			旧		
(以下省略)	第5条の2《外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等》 第11条《輸入の許可》 (以下省略)	(2)～(4) (略) (以下省略)	(同左)	第5条の2《外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等》 第11条《輸入の許可》 (同左)	(2)～(4) (同左) (同左)

別表第2

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 食品衛生法 (昭和22年法律第233号)	第6条《不衛生食品等の販売等の禁止》 第9条第2項《輸出国の証明》 第10条《化学的合成品等の販売等の制限》 第11条第2項《食品等の規格及び基準》 第16条《有毒器具等の販売の禁止》 第18条第2項《器具等の規格及び基準》 第26条《食品等の検査命令》 第27条《食品等の輸入の届出》 第28条《報告・臨検検査・収去》	(1)～(2) (略)

別表第2

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 食品衛生法 (昭和22年法律第233号)	第6条《不衛生食品等の販売等の禁止》 第9条第2項《輸出国の証明》 第10条《化学的合成品等の販売等の制限》 第11条第2項《食品等の規格及び基準》 第16条《有毒器具等の販売の禁止》 第18条第2項《器具等の規格及び基準》 第26条《食品等の検査命令》 第27条《食品等の輸入の届出》 第28条《報告・臨検検査・収去》	(1)～(2) (同左)

新旧対照表

(関税法基本通達)

新			旧		
	<p>第 62 条《おもちゃについての準用》 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号） <u>第 32 条第 1 項及び第 2 項《輸入の届出》</u></p>			<p>第 62 条《おもちゃについての準用》 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号） <u>第 15 条第 1 項及び第 3 項《輸入の届出》</u></p>	
<p>ロ.～ホ.(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ロ.～ホ.(同左)</p>	<p>(同左)</p>	<p>(同左)</p>
<p>へ. 高压ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)</p>	<p>第 3 条《適用除外》 第 22 条《輸入検査》</p>	<p>(1) 第 22 条第 1 項及び一般高压ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号) 第 45 条第 3 項《輸入検査の申請等》若しくは同規則第 45 条の 2 第 1 項《協会等が行なう輸入検査の申請等》若しくは同条第 3 項の規定により都道府県知事若しくは高压ガス保安協会若しくは指定輸入検査機関が交付する「<u>輸入検査合格証</u>」又は第 22 条第 1 項及び同規則第 45 条第 1 項に規定する「<u>輸入検査申請書</u>」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された当該申請書(当該申請書は、都道府県知事が輸入検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断した場合に発行されるものである)ので留意する。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>へ. 高压ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)</p>	<p>第 3 条《適用除外》 第 22 条《輸入検査》</p>	<p>(1) 第 22 条第 2 項及び一般高压ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号) 第 45 条第 3 項《輸入検査の申請等》の規定により都道府県知事が交付する「<u>輸入高压ガス検査合格証</u>」又は第 22 条第 1 項及び同規則第 45 条第 1 項に規定する「<u>輸入高压ガス検査申請書</u>」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された当該申請書(当該申請書は、都道府県知事が輸入高压ガス検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断した場合に発行されるものである)ので留意する。)</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>